ゴ、ハイタカ及びアカハライモリ等が確認されている。クマタカ、ミサゴ及びハイタカについては、事業実施に伴い生息環境の一部は消失するが、その範囲は限られていることなどから、影響は小さいものと予測されている。ツマグロキチョウについては、事業実施に伴う生息環境の消失がほとんどなく、アカハライモリについては、生息環境の一部が消失するが、事業後も生息環境が残されることなどから、影響は小さいものと予測されている。

植物については、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のヒュウガアジサイ、アオカズラ及びビロードキビ、絶滅危惧Ⅱ類のミズマツバ、ヒュウガトウキ及びイズハハコ、準絶滅危惧のツクシチャルメルソウ等が確認されている。これらは、事業実施に伴い生育環境の一部が消失するが、改変面積は小さいことなどから、影響は小さいものと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第３種第４級の規格に基づく２車線の道路を現道拡幅及びトンネル方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施行するに当たっては、本件区間において、申請案を含む現道拡幅・トンネル案（３案）、トンネル構造を主とするトンネル案（２案）、及び橋梁で耳川を渡河する橋梁案（２案）について検討が行われている。現道拡幅・トンネル案は他の４案と比較すると周辺の集落へのアクセスが確保しやすく、さらに申請案は事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間等が多数存在していること、自然災害により通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる入郷地域開発期成同盟会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県東臼杵郡諸塚村役場

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

死因究明等の推進に関する法律

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

議決通知

六月十五日鬼塚事務総長から増子裁判官弾劾裁判所裁判長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第四　宮島　大典（佐々木隆博の補欠）

議案提出

六月十五日委員長から提出した議案は次のとおりである。

原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出）

離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

議案受領

六月十五日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

議案送付

六月十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

原子力規制委員会設置法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

内閣府設置法等の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件

議案通知書受領

六月十五日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

死因究明等の推進に関する法律案

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

議案撤回承諾要求書受領

六月十五日内閣から次の要求書を受領した。

内閣閣第一〇八号

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

本年一月三十一日に提出した原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

内閣閣第一〇九号

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

本年一月三十一日に提出した原子力安全調査委員会設置法案は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。

内閣閣第一一〇号

平成二十四年六月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

本年一月三十一日に提出した地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件は、都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。